井手町商工会

商工会だより

令和６年１月１日発行

新年のごあいさつ　　井手町商工会　会長　中谷　英輔

新年あけましておめでとうございます。

皆様におかれましては、つつがなく新しい年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

昨年を振り返りますと、３年に渡って続いた新型コロナが５月に５類に移行され、ようやく日常生活の多くがコロナ前の生活に戻り、経済活動の正常化が個人消費を支え、インバウンド消費の堅調もあり景気回復の基調が進みました。

しかしながら、急激な物価の上昇、円安の進行、深刻な人手不足に労働時間の制約、最低賃金の引き上げ等々地域の中小企業・小規模事業者にとって経費削減、業務効率化による収益力向上等に取り組んでいるものの、収益減少等の影響を受けた１年でもありました。

このような状況下、井手町商工会では今年度より五か年計画で経営発達支援計画の認定を新たに受けることができ、「事業計画作成セミナー」「DX セミナー」の開催、伴走型小規模事業者支援推進事業を活用した専門家派遣による事業者支援を積極的に取り組みました。

また、一昨年開催し好評だった「インボイス制度」のセミナーに引き続き昨年も「電子帳簿保存法」のセミナーを開催したところ、皆さんの関心も高く大変好評でした。

昨年、厳しい経済状況の中、「経営支援に関する要望書」を汐見前町長に提出し、引き続き京都府、井手町より多大な支援を受け、３割お得な総額１億４００万円のプレミアム商品券の販売ができ、「いでちょう百縁商店街」と併せて地域内での消費を大いに喚起することができました。

更に「ステップアップ補助金」「with コロナ post コロナチャレンジ補助金」「小規模事業者持続化補助金」「事業再構築補助金」等々国及び京都府の様々な補助金等々の申請支援を積極的に行ってまいりました。

また、商工会および商工会役員が中心となり管理運営をしている地域振興交流拠点「テオテラスいで」を９月にオープンすることができました。

施設では町内事業所の商品をはじめ、京都府内の特産品販売や農産物直売所、またレストランも併設され、地域や周辺住民の方々の身近なお買い物の場であるとともに、憩いの場・交流の場としての役割も果たし、大いに賑わっています。

結びにあたり、今年一年も変わらぬご支援をお願い申し上げ、会員皆様方にとりまして飛躍の年であると共に各企業様のご隆盛併せて、皆様のご健勝ご多幸をお祈りいたし、新年のご挨拶といたします。

【年末調整／所得税／消費税　申告指導のお知らせ】（事前予約制とします）

開　催　日　時		顧問税理士	内　容	開催場所
令和６年１月　９日（火）	午後１時３０分 ～４時	南　　賢一税理士	年末調整 個別相談会	井手町商工会館 １階会議室
令和６年２月２６日（月）	午後１時３０分 ～３時	南　　賢一税理士	所得税決算指導	
令和６年２月２９日（木）		伊藤純貴 税理士		
令和６年３月　４日（月）	午前１０時 ～午後２時３０分	南　　賢一税理士	所得税・消費税 申告指導	
令和６年３月　６日（水）		伊藤純貴 税理士		

<u>※いずれの相談も完全事前予約制とさせていただきます。必ず時間厳守でお越しください。</u>

<u>※３月４日・６日の午後１２時～１時は休憩とさせていただきます。</u>

<u>※詳しくは同封の別紙案内チラシをご覧ください。</u>

【下期会費引き落としのご案内】

会費の自動引落についてご案内させていただきます。
引き落とし日は、下期分が毎年１月下旬。（金融機関毎に引落日が異なります）
新たに自動引き落としをご希望される方は、商工会（担当：木村）までご連絡ください。

【井手町労働保険事務組合よりお知らせ】

令和５年度第３期労働保険料の徴収時期になりました。
事務委託をされている事業所様は、個別にお送りしている封書をご覧になっていただき、記載の保険料をお納めください。なお、**<u>納期限は令和６年１月２６日（金）です。</u>**

今年度に入ってから、新たに雇用をされた事業所様はありませんか？
パート･アルバイトでも一人でも雇用をされている事業所様は労働保険の支払い義務が発生します！（家族従業員を除く）
今一度、ご確認ください。不明な点等は、商工会まで。

【プレミアム付き商品券は残っていませんか！？】

利用期限：令和６年１月３１日（水）まで

換金期限：<u>令和６年２月１４日（水）まで</u>

＊換金期限を過ぎた場合は、いかなる理由があっても換金できません。

発行元　井手町商工会
京都府綴喜郡井手町井手橋ノ本１４－３
TEL　（０７７４）８２－４０７３
FAX　（０７７４）８２－５４１０
URL　https://ide-sci@kyoto-fsci.or.jp/index.php